

2025年度の事務ブース使用団体を募集します

事務ブース使用を希望する団体は、下記の募集内容をご覧ください応募書類をご提出ください。

◆ 事務ブース使用期間と時間

2025年4月1日（火）から2026年3月31日（火）の開館日

午前9時から午後9時まで

※年末年始と機材点検等による臨時休館があります（事前にお知らせいたします）

◆ 応募資格

事務ブースの募集資格は、函館市内に住所を有し、市民活動を行う団体または行おうとする団体で、函館市内に市民活動を行うための専用の事務所を有しない団体とします。なお、令和7年3月まで使用許可されていた団体においても、活動内容によっては使用許可できない場合があります。

※市民活動とは、営利を目的とせず、自発的に行われる公益的な活動であって、次のいずれにも該当しないものをいいます。

- （1）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを目的とする活動。
- （2）政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とする活動
- （3）特定の公職（公職法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反することを目的とする活動。

◆ 事務ブースの概要

- （1）場所 センター3階（貸しオフィスフロア8区画・旧ロッカー室2区画）
- （2）面積と募集ブース数 1区画約4平方メートル 計10区画募集
- （3）設備 ・事務机1台 椅子1脚 スチール書庫1台 を設置しています。
 - ・パーテーション（ドアはありません。事務ブース内の管理および安全対策等は各団体の責任で行ってください。）
 - ・電源コンセント（20Aまで。大量に電力を消費する設備は、不可）
- （4）使用料金 1区画あたり月額3,000円（光熱水費を含む）

※使用料金は一ヶ月を単位とし、当該月の使用料金は前月の末日までに現金でお支払いください。ただし、月の途中で使用を開始した場合の当該月の使用料金は、使用を開始する日までにお支払いいただきます。なお、2025年度4月分に限り、4月2日（水）にお支払いください。（指定管理者変更のため）

※3階旧ロッカー室区画のWi-Fi環境は不安定なため、ロッカー室区画のWi-Fi環境をご利用ください。

※電話設置やインターネット契約に伴う費用は、各自負担となります。安定した通信環境をご希望の方は各自でご用意ください。

※センター内に設置されているコピー機、印刷機を使用する場合は、別途実費負担となります。

◆ 応募のしかた

応募団体は、「函館市地域交流まちづくりセンター使用許可申請書」（インフォメーションでお渡しいたします）に必要事項を記入のうえ、下記の書類を添えて提出してください。

[添付書類]

1. 団体概要書
2. 団体規約および役員名簿
3. 2025年度（令和7年度）の事業計画書及び収支予算書
4. 2024年度（令和6年度）の事業報告書および収支決算書

※団体設立後1年を経過していない場合は除く。

※会計年度により決算を出せない団体は見込書で可（事業報告書も同様）。

5. 申立書

※「3」及び「4」のうち、これらの書類がなく、新たに作成することができない特別の事情等がある場合はその理由を記載したもの。

※団体の総会後等に提出できる場合はその旨を記載したもの。

6. その他必要と認める書類

◆ 応募書類の提出期限等

2025年2月1日（土）から2月10日（月）の午前9時から午後9時の間に、下記に持参していただくか郵送（2月10日消印有効）してください。

〒040-0053 函館市末広町4-19 函館市地域交流まちづくりセンター
事務ブース担当宛て

◆ 使用団体の選考について

事務ブースの使用許可または不許可については、函館市地域交流まちづくりセンター運営委員会に諮問し決定いたします。応募団体へは、選考結果が出しだい速やかに結果をお知らせいたします。

◆ その他

・応募書類を踏まえて、まちづくりセンターのホームページに事務ブース使用団体を紹介するページを新設します。公益的な活動の支援として位置付けておりますので、当方からの依頼に対して積極的な情報提供をお願いします。

・ご不明の点につきましては、事務ブース担当（仙石）までお問い合わせください。